

議第 103 号 呉市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

平成 30 年 7 月豪雨災害からの着実な復興を図るため、機構改革を行うものです。

2 機構改革の目的

平成 30 年 7 月豪雨により、市内各所で数多くの建物や道路などのインフラが被災し、今なお、多くの市民が不自由な生活を強いられています。

こうした中、市民が被災前の当たり前の生活を取り戻し、呉市が災害に強い幸せで魅力的な都市として復活・再生をさせていくため、新たに部組織を設置し、平成 30 年 7 月豪雨災害からの着実な復興を目指すものです。

3 機構改革の骨子

復興総室の設置（部組織の新設）

災害復興計画の策定や呉市災害復興本部の運営など、平成 30 年 7 月豪雨災害からの復興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、豪雨災害からの着実な復興を目指すため、復興総室を設置します。

4 施行期日

公布の日